

傷病手当金のご案内

健康保険の被保険者の方が、病気やケガによる療養のために欠勤し、会社から十分な給与を受け取ることができないときに健康保険から手当が支給されます。健康保険の被保険者本人が対象で、被扶養者は対象外となります。ただし、この制度は区市町村の国民健康保険にはありません。

■ 支給の要件

以下、全ての要件を満たした時に支給されます

- ・ 業務外での病気やケガによる療養のための休業であり、かつ、医師が労務不能な体調であると判断していること（入院、自宅療養は問わない）
- ・ 仕事に就くことができず、連続する 3 日間を含み 4 日以上仕事を休んでいること
- ・ 休業中に給与の支払いがないこと
（給与が支給されていても、傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給される）

■ 支給の期間

療養のために欠勤した 4 日目（支給開始日）から、通算して 1 年 6 か月間支給されます。

■ 支給額（1 日あたり）

支給開始日以前の継続した 12 か月間の
各月の標準報酬月額を平均した額

÷ 30 日 × 2/3

■ 申請窓口

- ・ 全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険 … 加入している全国健康保険協会の各都道府県支部
- ・ その他の健康保険組合・共済組合 … 加入している健康保険組合・共済組合
※ 申請には各健康保険の申請書が必要になり、職場や医師が記載する欄もあります。
※ 加入している保険組合によってはオンラインでの電子申請が可能な場合もあります。
詳細は各健康保険組合のホームページ等でご確認ください。

■ その他

- ・ 退職後も傷病手当金を受給できる場合があります。そのためには、健康保険の資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間が継続して 1 年以上あり（任意継続の被保険者期間を除く）、現に傷病手当金を受けている、または、受けることが可能な状態（支給要件を満たしている）である必要があります。
- ・ 傷病手当金を受ける期間が残っていた場合でも、同じ病気やケガで障害年金を受けることになった場合には、支給されません。ただし、障害年金の額が傷病手当金の額を下回る場合には、その差額が支給される場合があります。
- ・ 1 つの疾病につき通算して 1 年 6 か月支給されます。

制度についての詳細は、当院中央棟 1 階の総合医療相談 受付「ソーシャルワーカー」
または、申請窓口にご相談ください。

【当院の電話でのお問い合わせ先】

03-3202-7181（代表） （内線 2081, 2084, 2489）